

学校から雇用への接続における雇用と就労継続支援等の一時併用利用によって期待される効果

山口明乙香¹ 若林功²

The Expected Benefits of the Temporary Use of Employment and Employment Support Services in the Transition from School to Workforce

YAMAGUCHI Asuka WAKABAYASHI Isao

要旨

本稿は、令和6年4月から企業等で雇用されている間における就労継続支援等の適正な実施(以下、一時併用利用とする)におけるガイドラインが示されたことより、特別支援学校高等部から企業への移行を目指す生徒への支援において一時併用利用が活用されることによって期待される効果について整理した。調査の結果、学校から雇用への接続における雇用と就労継続支援等の一時併用によって期待される効果としては、生徒の段階的かつ安定的な職業自立を実現するための支援システムとしての一定の効果が期待されていた。一方で進路指導担当教員への情報の共有や制度の周知はこれから取り組む課題であり、地域の就労系事業所及び計画相談支援事業所等を含む地域のネットワークの中での勉強会やモデルケースの共有などへの取り組みが重要になることが明らかになった。

キーワード：就労支援 特別支援学校 一時併用利用

Abstract

This paper outlines the anticipated benefits of employing a dual approach of simultaneous employment and employment continuation support (referred to as 'temporary use') for students transitioning from special needs schools to the workforce, based on guidelines that were issued in April 2024. The study found that temporary co-use is expected to serve as an effective support system, facilitating a gradual and stable transition to vocational independence for students. However, it also highlighted challenges such as the need for better information sharing with career guidance teachers and increased awareness of the system. The importance of engaging in study sessions and sharing model cases within local networks, including employment support facilities and planning consultation support offices, was also emphasized.

Keywords: school to work transition, special needs school, temporary co-use

1. 問題の所在

令和4年度の特別支援学校高等部の生徒 21,191名の卒業後の進路のうち就職率は、全体では6,342名であり、卒業生の29.9%であった¹⁾。卒業生のうち、福祉サービス利用の進路を選択する生徒は、2021年3月卒業生で13,139人となっている。福祉サービスの利用を選択した生徒の

受理年月日：2024年7月31日、¹ 高松大学発達科学部 教授 ² 国際福祉大学医療福祉学部 准教授

53.4%にあたる 7,016 名は、就労系障害福祉サービスと呼ばれる就労サービスを選択している。卒業生全体に換算すると就労サービスを選択した生徒は、32.1%を占めている²⁾。高等部を卒業する生徒のうち、企業へ就職する生徒と職業自立を目指して就労サービスを選択する生徒を合わせると全体の約63%を占めている。つまり特別支援学校から直接企業へ就職するケースと同様に就労サービスの利用を経て企業就職等の職業的自立を目指す生徒の進路指導は、特別支援学校の進路指導における中心的課題の1つであるといえる。

特別支援学校から企業への就職においては、企業側の障害者雇用への理解やその雇用管理の工夫、環境整備の不足による課題だけでなく、企業が求めるスキルと生徒が卒業時に有する力のギャップや就職後の大きく変わる生活環境への生徒の適応の課題など様々な課題が生じやすい。

こうした課題に対処するには、円滑な学校から雇用への移行が重要であり、特別支援学校と企業、家庭をはじめ、福祉サービス、医療等などの複層的な連携が必要になる。学校卒業後から急激な変化による生徒の混乱や不安を解消し、より安定的な就労定着を図るためには、生徒が段階的に職場環境に適応し、必要なスキルを習得するプロセスを支援するスマールステップのプログラムの検討も考えられる。

令和6年の障害者総合支援の改定においては、一般企業における雇用契約をもちながら就労サービスの利用が可能になっている。これは、企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合に、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービス事業所を一時的に利用できるようにするものである。その対象は、労働時間延長支援型、復職支援型、就労移行支援短時間型が示されている³⁾。

労働時間延長型では、1ヶ月から6ヶ月、最長1年の範囲において月単位で併用利用が最長1年まで認められている。また就労移行支援短時間型も企業での雇用が10時間未満を目安として併用することが認められている³⁾。復職支援型は既に働いている障害者が復職するための支援における併用利用を一時的に可能としているものであり、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものである。

八重田⁴⁾は、この利用は「働きながら福祉サービスを活用することによって職場定着を確保する」という点において、職業リハビリテーションの理念を具現化するツールとして機能する可能性に言及している。特別支援学校の生徒にとって、一時併用利用による雇用と就労系障害福祉サービス事業所の併用が、卒業後の職業自立を目指す過程の選択肢の一つとして可能になることは、質の高い学校から雇用への接続の実現に貢献すると考えられる。

よって本研究は、企業等の雇用と就労継続支援等の一時併用利用が可能になることで、卒業後企業への移行を目指す生徒への支援に対して期待される効果とその運用における課題について明らかにすることを目的としている。

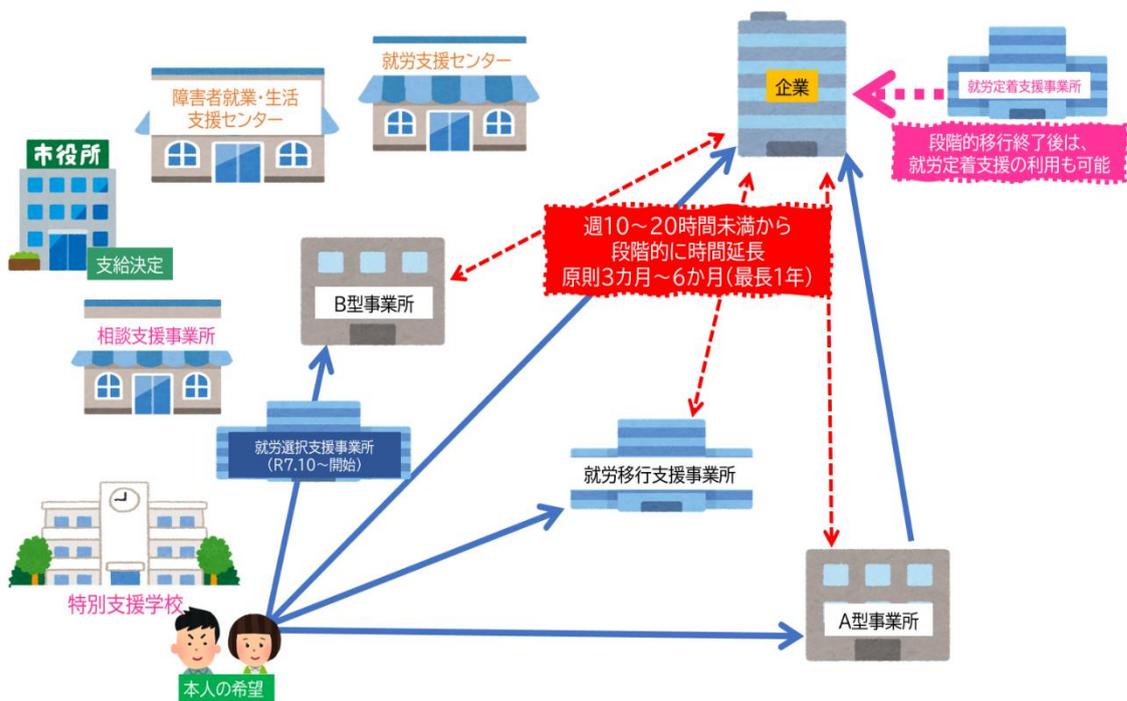


Fig.1 特別支援学校からの企業への接続における一時併用利用の位置づけ

2.方法

本研究は、一時併用利用の活用により、特別支援学校の進路指導に期待される効果について明らかにすることを目的に混合研究法として、質的データの収集として特別支援学校高等部の進路指導に従事する教員へのヒアリング調査を実施し、量的データの収集として全国の特別支援学校高等部の進路指導を担う教員を対象とするオンライン調査を実施した。

2.1.ヒアリング調査

特別支援学校高等部進路指導担当教員へのヒアリング調査は、X県の高等特別支援学校進路指導担当教員1名を対象に、オンライン会議システムを用いて半構造化面接を行った。対象教員は、特別支援学校高等部の進路指導担当歴13年(教職員歴20年)であり、職場適応援助者養成研修修了者であり、X県の自立支援協議会の就労支援部会にも参加するなどX県の特別支援学校高等部の進路指導の中核を担う教員の1名である。調査時期は2024年1月Y日である。調査内容は、以下の研究設問を設定し、実施時には一時併用利用について筆者から概要を説明した上で、以下の項目についてヒアリングした。

- ①卒業後に一時併用利用を見越した支援がもつ可能性とは何だと思えますか。
- ②一時併用利用を見越した支援における想定される接続の工夫とはどのようなものがありますか。
- ③一時併用利用を想定した進路が有効であると考えられるのはどのような生徒ですか。
- ④一時併用利用を見越した支援におけるポイントとなる視点とはどのような点ですか。

ヒアリング時間は90分であった。分析の方法は、インタビューを録画し逐語録を作成し、インタビューアの発言を整理し、設問に対する内容を整理した。

2.2.オンライン調査

本調査は、全国の知的障害特別支援学校 1,075 校の高等部の進路指導担当教員を対象に、雇用と就労継続支援等の一時併用利用に関する認識に関するオンライン調査を実施した。調査期間は、2024年3月15日から4月24日であった。

具体的な設問項目は、「令和6年度の総合支援法の改正により「就労サービスの利用と企業の雇用の一時併用(以下、一時併用利用)」のガイドラインが示され、就労系サービス事業所を利用しながら、企業の雇用契約の元働くことが一定期間併用できることになりました、この「一時併用利用」に関する回答者の現状について該当するものを選択してください」として提示した。選択肢として「①「一時併用利用」という用語について初めて聞いた」「②「一時併用利用」という用語は聞いたことがあるが、まだ十分に理解していない」「③「一時併用利用」について自ら調べ、特別支援学校における課題となりそうなことについて理解している」「④「一時併用利用」について地域の就労支援に関わる関係者と意見交換や勉強会をするなどを積極的に情報収集している」の4つの選択肢から回答者の認識と取り組みに関するものとして近いものを選択してもらった。分析方法は、単純集計を行った。

2.3.倫理的配慮について

なお本調査の倫理審査については、量的調査は、高松大学研究倫理審査(高大研倫審2022002)を受けて実施し、質的調査は高松大学研究倫理審査(高大研倫審2023001)の承認を経て実施した。

3. 結果

3.1.一時併用利用が特別支援学校の接続支援の効果に関する結果

(1) 卒業後に一時併用利用を見越した支援がもつ可能性とは何か

「中小企業の実習を経て就職をする話のでていた中等度から重度の知的障害のあるダウン症生徒であったが、まだ力不足な部分もあり、1日の勤務時間が3時間程度からの勤務からかなという話に至ったが、力不足の部分の訓練や1日の勤務時間以外の過ごし方で空白ができることの懸念がでた事例があった。最終的には1日4時間の勤務時間にすることで、就職にいたったが、その後のフォローアップに通常よりもかなり支援の量も期間も労力を要した事例もあり、一時併用利用の仕組み当時活用できていたら、もっとスムーズな就労定着を実現できたと思う事例がある」、「一般就労で働く際に週に3日から始める事例などについて、残りの週2日をどのように過ごすのが課題になる事例もある」、「生徒の学校在籍時は、週5日通っているわけで、3日からの勤務で、残りの2日で生活リズムを崩して、勤務が難しくなる事例もあるので、就労系事業所で必要なトレーニングをしながら、一般企業でも働き日数や勤務時間を延ばしていくということがあれば、非常に有効であると思う事例がある」という回答であった。

(2) 一時併用利用を見越した支援における想定される接続の工夫とは何か

「こうした一時併用利用を提案していくうえで、就労系事業所にも理解してもらわないといけません、計画相談支援事業所が、こうした働くイメージがなかったりするので、勉強会などをしていく必要があると思います」「企業で働くことと、就労系事業所で訓練することをグラデーションで支援を組み立てていくために、支援者と企業と関わり手の皆がイメージを共有することが

必要だと思います」「若干企業自体が、よくわかっていないような事例もあるので、企業の考え方もステップアップについて共有しておかないと思います」といった回答があった。

(3) 一時併用利用を想定した進路が有効な生徒像とは何か

「特別支援学校の生徒で考えれば、一般企業への就職を目指していて、卒業ギリギリまで頑張っていて、最終的な段階で、まだちょっと課題があるかなとか、まず3日からとか、週に1回から2回の勤務で始めてみましょうといった話になった場合の生徒には使いやすいかなと思います」

「一般高校などの障害のある生徒については、企業で2日から3日働いて、プラスして移行支援などで、毎日安定して働くための体力とは、仕事のスキルのところを高めるために訓練が必要といった生徒に有効だと思います」「またこうした仕組みは本人が意欲的にやれるために、併用できることはいいなという印象があると思います」といった回答があった。

(4) 一時併用利用を見越した支援におけるポイントとなる視点とは何か

「特別支援学校と地域の就労系事業所と計画相談事業所で、勉強会やモデルケースとなる事例などができると、地域で一時併用利用の使い方やイメージの共有がしやくなると思います」といった回答があった。

3.2.特別支援学校教員の一時併用利用の認識に関する実態

調査対象者のうち、120名の回答があった(回収率：11.2%)。これらの回答のうち、「一時併用利用」という用語について、初めて聞いた」という回答は40名(33.3%)であり、「一時併用利用」という用語は聞いたことがあるが、まだ十分に理解していない」は、50名(41.67%)であった。「一時併用利用」について自ら調べ、特別支援学校における課題となりそうなことについて理解している」とした回答は18名(15.0%)であり、「一時併用利用」について地域の就労支援に関わる関係者と意見交換や勉強会をするなどを積極的に情報収集している」とした回答は、12名(10.0%)であった。

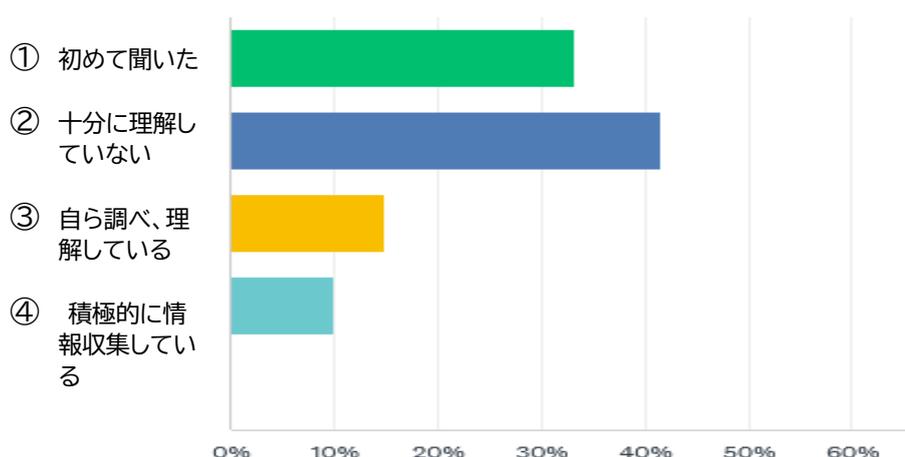


Fig.2 一時併用利用の認識と取り組み

Table1 一時併用利用の認識と取り組み

選択肢	回答者割合 回答者数
①「一時併用利用」という用語について、初めて聞いた	33.3% 40
②「一時併用利用」という用語は聞いたことがあるが、まだ十分に理解していない	41.7% 50
③「一時併用利用」について自ら調べ、特別支援学校における課題となりそうなことについて理解している	15.0% 18
④「一時併用利用」について地域の就労支援に関わる関係者と意見交換や勉強会をするなどを積極的に情報収集している	10.0% 12
その他(具体的に)	0.0% 0
合計	120

4. 考察

本調査の結果から、学校から雇用への接続における雇用と就労継続支援等の一時併用利用は、事例によって一定の効果が期待されることが明らかになった。一時併用利用の効果が想定されるケースとして、卒業時点において、生徒の力の状態として週5日程度の安定した勤務は、まだ準備が必要であると判断される場合、就労系事業所の提供する訓練を一定期間併用して利用することで、より安定的な就労生活を目指すことができると考えられていた。具体的には、一般企業への就職を目指す生徒の最終的な判断の段階で、生徒の状態や卒業後の生活の見通しから、勤務日数を週2、3日から始めることになった事例が該当ケースとしてインタビューにおいて想起されていた。こうした事例において、一時併用利用が可能であった場合には、その生徒の力不足の部分への訓練機会の提供や卒業後の日々の生活リズムの安定のためにも就労系事業所を併用することは、安定した就職を実現するためにも有効であることが期待されていた。また勤務日数を段階的に延長し、企業就労のみへ移行を支援できることで、定着率向上などにも寄与することが期待されていた。富田⁵⁾では、就労継続支援B型事業所利用者の企業との一時併用利用の事例における有効性として、本人の成長や企業環境への慣れのスピードや企業と徐々に関係構築ができる点が報告されている。また知的障害者の場合、習得スキルの安定的な発揮や習熟にフォロー期間が必要な背景から、週10時間から20時間未満の労働時間である特定短時間労働を利用することが有効な事例もある⁵⁾ことが指摘されている。

前原⁶⁾は、一時併用利用を視野にいれる場合には、長期的な支援計画を視野にいれてそのアセスメントの結果を整理する必要があるとあり、支援方針の検討、個別性に応じた支援の提供、利用者との協働した支援につなげていくことが重要であることを指摘している。

また若林・山口⁷⁾も、一時併用利用をうまく活用するには、支給決定の段階、具体的な支援の開始や実行の段階でも、これまで以上に、障害福祉サービス事業所や自治体担当者等が就労支援に関する知識・技術を持つことや、企業を含めた関係機関の連携が重要になることを指摘している。本研究のインタビュー調査においても、就労系サービス事業所と協力し、段階的な時間延長や職場適応を図ることを実現し、安定した就労に結びつけられるように一時併用利用のサービスを活用するためには、就労系サービス事業所と計画相談支援事業所との連携や制度を活用した支援イメージの共有が欠かせないことも指摘された。

特別支援学校の生徒が卒業後にも継続して就労系サービスやその他の障害福祉サービス事業所を利用する際には、地域資源の利用におけるコーディネーターとして計画相談支援事業所は重要な役割を担っている。この計画相談支援事業所にも一時併用利用を活用する意義を理解し、勉強会を設けるなど地域でのモデル事例を共有することで、より有効的な活用が期待されることが明らかになった。一方で、2024年3月下旬の調査時点では、全国の特別支援学校の進路指導担当教員のうち、制度の活用や仕組みについて地域と意見交換等を含め取り組んでいたのは、10%程度の教員であり、初めて聞いた又は十分に理解できていないと回答のあった教員は、全体の約75%にあたる90名であった。これらのことから、全国的な特別支援学校の進路指導担当教員の一時併用利用に対する情報の普及については、これからの課題となると思われる。

本研究の結果、学校から雇用への接続における雇用と就労継続支援等の一時併用利用の活用は、生徒の段階的かつ安定的な職業自立を実現するための支援システムとして機能することが期待されていた。一方で、この一時併用利用の制度に関する進路指導担当教員への情報の共有や制度の周知はこれからの課題であり、地域の就労系事業所及び計画相談支援事業所等を含む地域のネットワークの中での勉強会やモデルケースの共有など、この効果を発揮できる取り組みが重要になることと思われる。

謝辞

本研究の遂行にあたり調査へご協力いただきました皆様へ深謝いたします。なお本研究は厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野 障害者政策総合研究「企業等で雇用されている間における就労継続支援等の適正な実施プロセスについての研究(22GC1018)(研究代表者：若林功)」の一部として実施した。

引用文献

- 1) 文部科学省(2024)特別支援教育資料第1部データ編；特別支援学校高等部（本科）卒業者の状況、
<https://www.mext.go.jp/content/20240117-mxt_tokubetu01-000033566_2.pdf>(閲覧日：2024年4月15日)
- 2) 厚生労働省(2022)社会保障審議会障害者部会第132回(R4.6.13)(参考資料)
<<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000949807.pdf>>(閲覧日：2024年4月15日)
- 3) 厚生労働省(2024)就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について、障障発0329第7号<令和6年3月29日>
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/files/shuurooukei_ryuuijikou.pdf>(閲覧日：2024年7月5日)
- 4) 八重田淳(2024)一般就労中における就労系障害福祉サービス事業所の一時利用と職業リハビリテーションの哲学, 職業リハビリテーション, 37(2), 59-61.
- 5) 富田文子(2024)就労継続支援B型事業所に在籍する障害者の一般就労時間の漸進的延長に関する実践-企業の就労時間延長の取り組みの実際と一時利用への期待-, 職業リハビリテーション, 37(2), 36-40.

- 6) 前原和明(2024)一般就労中における就労系障害福祉サービス事業所の一時利用と就労アセスメント, 職業リハビリテーション,37(2),55-59.
- 7) 若林功・山口明乙香(2024)一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時利用と現況,職業リハビリテーション,37(2),22-27.

なお本稿の一部は、厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野 障害者政策総合研究「企業等で雇用されている間における就労継続支援等の適正な実施プロセスについての研究(22GC1018)(研究代表者：若林功)」令和5年度研究報告書の一部として掲載されている。